

4 証拠の説明

[削る]

[削る]

[削る]

5 添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

1 「証拠の説明」の欄には、「号証」、「標目」、「原本・写しの別」、「作成年月日」、「作成者」、「立証の趣旨」の項目を設け、表等の形式を用いて記載する。「号証」の項目には、審判事件においてその文書に付された符号及び番号を記載する。

2 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2、様式第61の2の備考4並びに様式第64の2の備考1と同様とする。この場合において、様式第5の備考3中「添付書類の目録」とあるのは「添付書類又は添付物件の目録」と読み替えるものとする。

様式第65の4（第50条の2関係）

[略]

〔備考〕

様式第2の備考1、2、4まで、10から14まで、16から19まで及び23から26まで、様式第4の備考1及び4、様式第61の6の備考1、4、6及び7並びに様式第64の3の備考1と同様とする。

様式第65の5（第50条の2関係）

[略]

〔備考〕

様式第3の備考1から3まで、5、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2、様式第61の2の備考4並びに様式第64の2の備考1と同様とする。

様式第65の8（第50条の14関係）

[略]

〔備考〕

1 [略]

2 その他は、様式第3の備考1から3まで、5、7から11まで及び14から16まで、様式第61の2の備考4並びに様式第64の2の備考1と同様とする。

様式第66（第64条関係）

[略]

〔備考〕

1～4 [略]

5 その他は、様式第3の備考1から3まで、5、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第56の備考8、様式第57の備考2並びに様式第61の2の備考3及び4と同様とする。

備考 表中の [] の記載は任意である。

4 証拠の説明

(1) 文書の標目(2) 作成者(3) 立証の趣旨

5 添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

〔新設〕

様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2、様式第61の2の備考4並びに様式第64の2の備考1と同様とする。この場合において、様式第5の備考3中「添付書類の目録」とあるのは「添付書類又は添付物件の目録」と読み替えるものとする。

様式第65の4（第50条の2関係）

[略]

〔備考〕

様式第2の備考1、2、4まで、10から14まで、16から19まで及び23から26まで、様式第4の備考4、様式第61の6の備考1、4、6及び7並びに様式第64の3の備考1と同様とする。

様式第65の5（第50条の2関係）

[略]

〔備考〕

様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2、様式第61の2の備考4並びに様式第64の2の備考1と同様とする。

様式第65の8（第50条の14関係）

[略]

〔備考〕

1 [略]

2 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第61の2の備考4並びに様式第64の2の備考1と同様とする。

様式第66（第64条関係）

[略]

〔備考〕

1～4 [略]

5 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第56の備考8、様式第57の備考2並びに様式第61の2の備考3及び4と同様とする。